

土地

2025/01/24 17:32 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年10月8日	不動産番号	0116000073111
地図番号	余 白		筆界特定	余 白	
所 在	練馬区貫井三丁目			余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
592番5	宅地	106:71		余 白	
余 白	余 白	余 白	32:271 : :	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年10月8日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和31年8月28日 第15160号	原因 昭和31年8月28日売買 所有者 練馬区貫井三丁目51番1号 布施 英 夫 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日
2	所有権移転	平成11年11月11日 第53514号	原因 平成11年8月12日相続 所有者 練馬区貫井三丁目51番1号 布施 れ い 子
3	所有権移転	令和7年1月16日 第1068号	原因 令和6年10月11日相続 共有者 東京都国分寺市内藤二丁目12番地41 持分2分の1 阿 蘇 品 有 美 子 東京都清瀬市松山三丁目12番27号2 2分の1 川 瀬 多 佳 子

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2025/01/24 17:36 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)	調製	平成9年10月8日	不動産番号	0116000073121
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所 在	練馬区貫井三丁目			余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
592番15	宅地	18:94	余白	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和31年8月28日 第15160号	原因 昭和31年8月28日売買 所有者 練馬区貫井三丁目51番1号 布施 英 夫 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日
2	所有権移転	平成11年11月11日 第53514号	原因 平成11年8月12日相続 所有者 練馬区貫井三丁目51番1号 布施 れ い 子
3	所有権移転	令和7年1月16日 第1068号	原因 令和6年10月11日相続 共有者 東京都国分寺市内藤二丁目12番地41 持分2分の1 阿 藤 品 有 美 子 東京都清瀬市松山三丁目12番27号2 2分の1 川 瀬 多 佳 子

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2025/01/24 17:35 現在の情報です。

表 題 部 (主である建物の表示)	調製	平成9年10月8日	不動産番号	0116000074338
所在図番号	余白			
所 在	練馬区貫井三丁目 592番地5		余白	
家屋番号	592番5の2		余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺2階建	1階 42:34 2階 41:72	昭和51年6月1日新築	
余白	余白	余白 84:06 : :	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和51年6月30日 第37580号	所有者 練馬区貫井三丁目51番1号 布施 英 夫 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年10月8日
2	所有権移転	平成11年11月11日 第53514号	原因 平成11年8月12日相続 所有者 練馬区貫井三丁目51番1号 布施 れ い 子
3	所有権移転	令和7年1月16日 第1068号	原因 令和6年10月11日相続 共有者 東京都国分寺市内藤二丁目12番地41 持分2分の1 阿 蘇 品 有 美 子 東京都清瀬市松山三丁目12番27号2 2分の1 川 瀬 多 佳 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。